

兵庫県公報

平成25年7月19日 金曜日 第2510号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	2
○ 土地改良事業の工事完了の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	2
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	6
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	6
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	7
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
○ 平成25年度兵庫県看護功績賞表彰（医務課）	9
○ 入札公告（但馬県民局）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 入札公告（管理課）	12
病院局公告	
○ 入札公告	15
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	20
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	21
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進員の委嘱等	21
市町村職員共済組合公告	
○ 平成24年度決算の要旨	22

告 示

兵庫県告示第976号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年7月19日

兵庫県知事 井戸敏三

印南北池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	沼 田 貞 夫	加古郡稲美町印南929番地の11
同	小 山 義 広	同 郡同 町印南1000番地
同	畑 雅 秀	同 郡同 町印南915番地の3
同	丸 尾 博 美	同 郡同 町印南929番地の4
同	藤 田 武 志	同 郡同 町印南920番地の2
監 事	水 野 良二郎	同 郡同 町印南864番地の2
同	大 村 弘 子	加古川市別府町新野辺863番地の9

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 田 善 和	加古郡稲美町印南948番地
同	畑 雅 秀	同 郡同 町印南915番地の3
同	井 澤 守	同 郡同 町印南989番地の4
同	藤 田 武 志	同 郡同 町印南920番地の2
同	高 瀬 正 男	小野市育ヶ丘町1480番地の889
監 事	藤 田 親 一	加古郡稲美町印南935番地
同	藤 田 秀 雄	同 郡同 町印南217番地



兵庫県告示第977号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、次の土地改良区から換地処分を行った旨の届出があった。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名
神戸市八多土地改良区	屏風地区



兵庫県告示第978号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事 業 名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	備考 (事業内容)
多可町	村づくり交付金事業	坂本	多可郡多可町中区坂本	平成23. 2. 2	平成23. 3. 25	農道舗装
同 上	同 上	中安田	同 郡同 町中区中安田	平成23. 2. 2	平成23. 6. 20	獣害防止柵
夜久野高原 土地改良区	土地改良区単独土地改良事業（非補助）	宮	朝来市和田山町宮	平成24. 5. 21	平成24. 7. 31	整地、道路整備、用排水施設整備 換地業務



兵庫県告示第979号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	備考 (事業内容)
経営体育成基盤整備事業	寺谷 (全区)	神戸市西区蘆谷町	平成12. 4. 1	平成19. 12. 26	区画整理 暗渠排水
ため池等整備事業(一般)	1号池	同 市同区神出町宝勢	平成 21. 1. 16	平成24. 4. 27	
農業用河川工作物応急対策事業 (小規模)	安倉	宝塚市安倉北	平成22. 9. 15	平成23. 3. 31	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 (都市型 緊急整備事業) 小規模	千波池	加古郡稲美町国岡	平成20. 10. 23	平成25. 1. 25	
農業用河川工作物応急対策事業 (大規模)	新仏	同 郡同 町岡	平成22. 9. 24	平成24. 5. 31	
ため池等整備事業(一般)	キビ谷上池	加東市揖鹿谷	平成23. 3. 23	平成24. 3. 27	
同 上	西戸中の池	同 市秋津	平成23. 3. 17	平成25. 2. 28	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	七夕池	姫路市西脇	平成21. 9. 11	平成23. 3. 15	
同 上	清住中池	同 市飾東町清住	平成22. 10. 7	平成24. 3. 9	
同 上	鷺ヶ倉上池	同 市飾東町北野	平成22. 9. 30	平成24. 3. 23	
同 上	奥山東下池	同 市奥山	平成21. 9. 3	平成24. 3. 26	
同 上	土師皿池	同 市香寺町土師	同	平成25. 3. 15	
同 上	姫ヶ池	神崎郡福崎町南田原	平成22. 10. 25	同	
ため池等整備事業(一般)	上之池	揖保郡太子町山田	平成23. 3. 23	平成25. 1. 29	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 大規模	奥池	篠山市矢代	平成22. 4. 20	平成25. 3. 15	
水田農業確立排水対策特別事業	古市	同 市大沢新、牛ヶ瀬、初田、 犬飼、南矢代	平成 3. 10. 7	平成 7. 11. 30	排水路整備
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	与戸新池	丹波市市島町酒梨	平成23. 3. 16	平成25. 3. 15	
県営かんがい排水事業	本庄川	南あわじ市阿万	昭和63. 11. 30	平成17. 3. 30	

~~~~~

**兵庫県告示第980号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日

平成25年 7月 5日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社山村設備商会  
主たる営業所の所在地 姫路市白浜町甲2154  
代表者の氏名 山村公至  
許可番号 兵庫県知事許可(般-23)第450088号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成25年 7月20日から同年 8月18日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社山村設備商会は、平成23年 5月31日及び平成24年 5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、実際には存在しない技術者を技術職員名簿に記載して申請することで当該申請に基づき得られた総合評定値通知書をもって、発注機関に対し入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第981号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成25年 7月 5日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 有限会社ユーアイ建設  
主たる営業所の所在地 姫路市阿保乙43-1  
代表者の氏名 宮脇賢吾  
許可番号 兵庫県知事許可(般-21)第459233号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成25年 7月20日から同年 8月18日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社ユーアイ建設は、平成23年 6月30日及び平成24年 6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、実際には存在しない技術者を技術職員名簿に記載して申請することで当該申請に基づき得られた総合評定値通知書をもって、発注機関に対し入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第 1項第 2号に該当する。



兵庫県告示第982号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1項の規定により、近畿地方整備局淀川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ）
- 2 作業期間  
平成25年 7月15日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
尼崎市の一部



兵庫県告示第983号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間  
平成25年 7月10日から同年 9月20日まで
- (3) 作業地域  
尼崎市長洲東通 1丁目
- 2 (1) 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間  
平成25年 7月10日から同年 9月20日まで
- (3) 作業地域  
尼崎市杭瀬北新町 2丁目



兵庫県告示第984号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年 5月 7日から同年 6月28日まで
- 3 作業地域

尼崎市大庄中通3丁目ほか



**兵庫県告示第985号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年7月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年7月19日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域             |    |                  |               |           |
|--------------|-------------------|----|------------------|---------------|-----------|
|              | 区 間               | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>姫路神河線  | 姫路市御立北1丁目1195番1から | 旧  | 7.0から<br>48.0まで  | 147.0         | 一部<br>予定地 |
|              | 同 市御立北2丁目946番16まで | 新  | 11.0から<br>32.0まで | 147.0         |           |



**兵庫県告示第986号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
氏名 飯田 康 明  
住所 豊岡市日高町名色1572
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 志ん屋旅館  
所在地 豊岡市日高町名色1572
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課  
縦覧期間 平成25年7月19日から同年8月1日まで



**兵庫県告示第987号**

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成25年7月19日から適用する。

平成25年7月19日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中29から30までを30から31までとし、28の次に次のように加える。

29 閘門及び跳開橋管理業務委託契約

公 告

**軽油引取税に係る免税証の無効公告**

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

| 種類               | 用途              | 記号・番号                           | 有効期限            | 枚数 | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称        | 交付<br>県民局  | 紛失<br>年月日      |
|------------------|-----------------|---------------------------------|-----------------|----|-----------------------------|------------|----------------|
| 200<br>リットル<br>券 | 漁船以<br>外の船<br>舶 | H20 5336715<br>～<br>H20 5336723 | 平成25年<br>12月11日 | 9  | 小野市中町520—1<br>植田石油株式会社小野給油所 | 北播磨<br>県民局 | 平成25年<br>6月18日 |



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地               | 面 積<br>(㎡) | 地 目 | 予定価格<br>(千円) | 入札保証金<br>(千円) |
|----------|---------------------|------------|-----|--------------|---------------|
| ケ        | 神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番    | 1,014.88   | 宅地  | 17,760       | 1,776         |
| コ        | 豊岡市九日市上町字サクラ653番1   | 4,681.04   | 雑種地 | 69,748       | 6,975         |
| サ        | 豊岡市九日市上町字サクラ653番9   | 746.36     | 雑種地 | 19,182       | 1,919         |
| シ        | 丹波市柏原町北中字西ノ下534番1ほか | 590.70     | 宅地  | 6,858        | 686           |

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとするところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

(11) 日本語を完全に理解できない者

(12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者

(13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

#### (2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

#### (3) 受付期間

平成25年7月19日（金）から同年8月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成25年7月19日（金）にあつては午後1時からとする。  
郵送等の場合は、平成25年8月7日（水）消印有効とする。

### 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

電話（078）341-7711 内線2550、2551

### 5 入札期間、場所及び開札日時

#### (1) 入札期間

平成25年8月21日（水）午後1時から同月28日（水）午後1時まで

#### (2) 入札場所

公有財産売却システム上

#### (3) 開札日時

平成25年8月28日（水）午後1時経過後直ちに行う。

### 6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。  
なお、この登録は1回に限り行うことができる。

### 7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

### 8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした

入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

電話 (078) 341-7711 内線2550、2551



**平成25年度兵庫県看護功績賞表彰**

兵庫県看護功績賞規則(昭和42年兵庫県規則第44号)第2条の規定により、平成25年7月2日に次の者を表彰した。

平成25年7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

| 氏 名     | 住 所    |
|---------|--------|
| 秋 山 智恵子 | 三田市    |
| 安 藤 桂 子 | 神戸市灘区  |
| 板 垣 義 幸 | 西宮市    |
| 井 上 京 子 | 明石市    |
| 内 田 洋 子 | 相生市    |
| 勝 田 房 世 | 三田市    |
| 上 谷 幸 子 | 篠山市    |
| 川 嶋 早 苗 | 姫路市    |
| 清 田 峰 子 | 西宮市    |
| 後 藤 登茂子 | 神戸市中央区 |
| 佐 野 静 子 | 養父市    |
| 清 水 光 子 | 大阪市淀川区 |
| 瀬戸山 敏 子 | 西宮市    |
| 長 江 裕 子 | 大阪府豊中市 |
| 中 川 裕美子 | 小野市    |
| 中 山 董   | 神戸市西区  |
| 西 尾 由記子 | 尼崎市    |
| 西 垣 悦 代 | 養父市    |
| 橋 本 和 子 | 朝来市    |
| 畑 中 三千代 | 南あわじ市  |
| 松 下 紀美子 | 豊岡市    |
| 三 木 幸 代 | 姫路市    |
| 矢野尾 ひとみ | 明石市    |
| 山 崎 明 子 | 神戸市北区  |
| 李 宗 子   | 神戸市東灘区 |
| 脇 坂 乃 布 | 西脇市    |

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年7月19日

契約担当者

但馬県民局長 岩 根 正

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

兵庫県香住漁業無線局中短波・短波送信設備、超短波送受信設備、発動発電機及び付帯設備 一式

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成26年3月25日（火）

## (4) 納入場所

兵庫県香住漁業無線局 御崎送受信所 美方郡香美町香住区余部字上中2888—1

兵庫県香住漁業無線局 今子送信所 美方郡香美町香住区境774

兵庫県香住漁業無線局 香住通信所 美方郡香美町香住区香住1852—4

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒668-0025 豊岡市幸町7番11号

但馬県民局総務企画室財務第2課 担当 岡

T E L (0796) 26-3608 F A X (0796) 24-7490

## (2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年7月19日（金）から同年8月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

## (3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年8月29日（木）午後2時00分 兵庫県但馬県民局 別館第1会議室

## (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年8月28日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札

保証金を平成25年8月27日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年9月12日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

A set of intermediate wave and shortwave transmitting equipment and ultrashort-wave transmitting-receiving equipment, two engine-driven generators and the incidental equipment for Kasumi fishery radio station, Hyogo Prefecture

(2) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 2, 2013

(3) Deadline for tender:

14:00 August 29, 2013 by direct delivery

17:00 August 28, 2013 by mail

(4) Contact:

Mr. Oka, 2nd Finance Division, General Affairs Office, Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

7-11 Saiwai-cho, Toyooka, Hyogo, 668-0025

Tel (0796) 26-3608

Fax (0796)24-7490



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
川辺郡猪名川町原字芝脇287—3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
宝塚市雲雀丘2丁目1番6号  
株式会社アシストコーポレーション 代表取締役 宮 下 吉 則
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年 3月 1日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1—5号（24猪名川）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市曾根町字平315番2、318番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町北在家2242番地  
株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三 宅 忠
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年 3月 5日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1—28号（24高砂）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 7月19日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
災害除雪ドーザー（13トン級） 6台
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成26年 3月28日（金）
  - (4) 納入場所
 

|          |                |    |
|----------|----------------|----|
| 豊岡土木事務所  | 豊岡市幸町7—11      | 1台 |
| 養父土木事務所  | 養父市八鹿町下網場320   | 2台 |
| 新温泉土木事務所 | 美方郡新温泉町芦屋522—4 | 3台 |
  - (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

### (1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 橋本

電話 (078) 341-7711 内線4947 F A X (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年7月19日（金）から同月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

ウ 入札の日時

平成25年8月5日（月）午後3時 兵庫県庁西館 1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年8月2日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成25年7月19日（金）午前9時から同月25日（木）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成25年7月31日（水）午後5時から同年8月5日（月）午後3時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成25年7月19日（金）から同月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成25年7月19日（金）から同月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、7月25日（木）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記 3 (1) アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成25年 7月30日 (火) 午後 5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年 7月31日 (水) 正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年 8月20日 (火) までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。



等に参加する者に必要な資格等)に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得(登録)者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得(登録)した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得(登録)しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日(平成25年9月下旬予定)まであること。また、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、入札説明書9(1)のなお書きに定める開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,030点以上であること。

カ 平成10年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延床面積が、32,000平方メートル以上の、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上7階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延床面積が7,700平方メートル以上の、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上3階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事をそれぞれ元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、その引渡しが完了したもの)を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成25年8月26日(月)までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係)がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

(f) 平成10年度以降に上記(1)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。

#### 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

平成25年7月19日(金)から同年8月29日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

##### (2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話(078)341-7711 内線4365、4340

#### 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

##### (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

平成25年7月19日(金)から同月31日(水)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

平成25年7月19日(金)から同年8月29日(木)まで

##### (2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにより保存することにより取得すること。

#### 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

##### (1) 提出期間

平成25年7月22日(月)から同月31日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(入札参加資格確認資料の提出については、午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

##### (2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体

の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、前記4(2)の場所に持参する。

## 7 入札手続等

### (1) 入札期間

平成25年8月30日(金)から同年9月2日(月)まで  
午前9時から午後5時まで(9月2日(月)は午後4時まで)

### (2) 開札日時

平成25年9月3日(火)午前10時から

### (3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 所定の場所に所定の日時までに第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)を持参又は郵送により提出すること。

### (4) 入札保証金及び契約保証金

要

### (5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 所定の場所に所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となった者以外の者

ケ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

### (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記8(5)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

### (7) 落札者の決定方法

ア 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引

の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなことがあある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格（調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕）を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としな。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

#### (8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ア 年割支払               | 有 |
| イ 前金払                | 有 |
| ウ 中間前金払              | 有 |
| エ 部分払                | 有 |
| オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 | 有 |

#### 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。

(4) 上記(3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(5) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（特別重点調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。)

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成25年9月3日（火）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同月9日（月）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関す

る条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、前記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（前記3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は代表構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

前記4(2)に同じ。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction of the Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

Hospital Ward Steel structure, partially steel-reinforced concrete (Base-isolated structure)

9 floors above the ground and 2 story penthouse

Total floor area 40,101.27 m<sup>2</sup>

Family House Ward Steel structure

3 floors above the ground

Total floor area 1,249.50 m<sup>2</sup>

(2) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 31, 2013

(3) Deadline for tender:

16:00 September 2, 2013

(4) Contact:

Contract Management Division, Policy Planning & Coordination Bureau, Public Works & Development Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 4365 or 4340

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を変更した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 7月19日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

表三田市の項中

「

|       |                |
|-------|----------------|
| ふれあい館 | 三田市四ツ辻字西野々1425 |
|-------|----------------|

」

を

「

|            |                  |
|------------|------------------|
| 本庄ふれあいセンター | 三田市四ツ辻字西野々1129-1 |
|------------|------------------|

」

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し、及び指定した施設の指定を取り消したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 7月19日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「  
|  
|  
」

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 介護老人保健施設 すばる魚崎の郷 | 同 市東灘区魚崎西町2丁目3-19 |
|------------------|-------------------|

を  
「

|                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 介護老人保健施設 すばる魚崎の郷       | 同 市東灘区魚崎西町2丁目3-19 |
| 医療法人 明倫会 本山リハビリテーション病院 | 同 市東灘区本山南町7丁目7-15 |

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「  
|  
|  
」

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 介護付有料老人ホーム はびね神戸魚崎 | 同 市東灘区魚崎南町5丁目5-21 |
|--------------------|-------------------|

を  
「

|         |                   |
|---------|-------------------|
| はびね神戸魚崎 | 同 市東灘区魚崎南町5丁目5-21 |
|---------|-------------------|

に、

「  
|  
|  
」

|                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 介護付有料老人ホーム はびね神戸魚崎式番館 | 同 市東灘区魚崎南町8丁目10-7 |
|-----------------------|-------------------|

を  
「

|            |                   |
|------------|-------------------|
| はびね神戸魚崎式番館 | 同 市東灘区魚崎南町8丁目10-7 |
|------------|-------------------|

に改める。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第234号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委

員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年  
 国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成25年 7月19日

兵庫県公安委員会  
 委員長 橋 本 猛 伸

1 平成25年 6月10日付けで委嘱をした者

| 氏 名     | 連 絡 先                | 活 動 区 域    |
|---------|----------------------|------------|
| 増 田 勝 美 | 加西警察署 (0790) 42-0110 | 加西警察署の管轄区域 |

2 平成25年 6月10日付けで委嘱を解いた者

| 氏 名     | 活 動 区 域    |
|---------|------------|
| 深 田 敏 春 | 加西警察署の管轄区域 |

3 平成25年 7月 1日付けで委嘱をした者

| 氏 名     | 連 絡 先                | 活 動 区 域    |
|---------|----------------------|------------|
| 平 林 正 巳 | 垂水警察署 (078) 781-0110 | 垂水警察署の管轄区域 |
| 松 原 要   |                      |            |
| 橋 本 厚 子 |                      |            |
| 藤 原 史 生 |                      |            |
| 藤 本 友 士 |                      |            |
| 猪 原 清   |                      |            |
| 波 止 良 直 |                      |            |

4 平成25年 7月 1日付けで委嘱を解いた者

| 氏 名       | 活 動 区 域    |
|-----------|------------|
| 大 関 智 恵 子 | 垂水警察署の管轄区域 |
| 戎 谷 尚 子   |            |
| 松 村 あ け み |            |
| 平 井 正     |            |
| 坂 部 兼 二   |            |
| 南 奈 美 男   |            |

市町村職員共済組合公告

平成24年度決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年 7月19日

兵庫県市町村職員共済組合  
 理事長 山 中 健

損益計算書の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分           | 短期         | 長期         | 預託金管理      | 業務      | 保健      | ゆめ春来    | ひょうご<br>共済会館 | 貯金        | 貸付        |         |
|-------------------|------------|------------|------------|---------|---------|---------|--------------|-----------|-----------|---------|
| 収入                | 負担金        | 11,791,228 | 34,731,003 |         | 368,023 | 418,367 |              |           |           |         |
|                   | 掛金         | 11,948,281 | 18,702,994 |         |         | 406,845 |              |           |           |         |
|                   | 施設収入及び商品売上 |            |            |         |         |         | 170,594      | 104,150   |           |         |
|                   | 利息及び配当金    |            |            | 421,475 | 2,535   | 5,846   | 575          | 600       | 1,597,083 |         |
|                   | その他収入      | 1,299,792  |            |         | 153,628 | 2,027   | 11,904       | 1,629     | 9,917     | 356,065 |
|                   | 他経理からの繰入金  |            |            |         | 30,631  |         | 74,815       | 17,216    |           |         |
|                   | 前年度支払準備金   | 1,838,282  |            |         |         |         |              |           |           |         |
|                   | 計          | 26,877,583 | 53,433,997 | 421,475 | 554,817 | 833,085 | 257,888      | 123,595   | 1,607,000 | 356,065 |
| 支出                | 給付金        | 11,710,816 |            |         |         |         |              |           |           |         |
|                   | 役職員給与      |            |            |         | 197,129 | 17,929  |              |           | 26,731    | 15,254  |
|                   | 旅費及び事務費    |            |            |         | 28,032  | 7,628   | 1,634        | 529       | 2,130     | 1,670   |
|                   | 商品仕入       |            |            |         |         |         | 7,641        | 499       |           |         |
|                   | 飲食材料費      |            |            |         |         |         | 35,072       | 7,804     |           |         |
|                   | 委託費        |            |            |         | 19,582  | 738     | 84,938       | 71,258    |           |         |
|                   | 支払利息       |            |            | 421,475 |         |         |              |           | 1,237,127 | 245,348 |
|                   | 連合会払込金     | 307,476    |            |         |         |         |              |           |           | 16,780  |
|                   | 前期高齢者納付金   | 4,219,083  |            |         |         |         |              |           |           |         |
|                   | 後期高齢者支援金   | 4,082,853  |            |         |         |         |              |           |           |         |
|                   | 病床転換支援金    |            |            |         |         |         |              |           |           |         |
|                   | 老人保健拠出金    | 160        |            |         |         |         |              |           |           |         |
|                   | 退職者給付拠出金   | 1,009,546  |            |         |         |         |              |           |           |         |
|                   | 他経理への繰入金   | 30,631     |            |         |         | 92,031  |              |           |           |         |
|                   | その他支出      | 2,649,798  | 53,433,997 |         | 235,223 | 778,070 | 155,407      | 59,357    | 9,512     | 31,820  |
|                   | 次年度支払準備金   | 1,786,730  |            |         |         |         |              |           |           |         |
| 計                 | 25,797,093 | 53,433,997 | 421,475    | 479,966 | 896,396 | 284,692 | 139,447      | 1,275,500 | 310,872   |         |
| 差引当期利益金又は当期損失金(△) | 1,080,490  | 0          | 0          | 74,851  | △63,311 | △26,804 | △15,852      | 331,500   | 45,193    |         |

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分 | 短期        | 長期        | 預託金管理      | 業務         | 保健        | ゆめ春来      | ひょうご<br>共済会館 | 貯金          | 貸付          |            |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------------|------------|
| 資産      | 流動資産      | 3,729,715 | 4,955,780  | 323,820    | 1,606,798 | 3,834,901 | 695,241      | 442,585     | 5,918,185   | 1,270,466  |
|         | 固定資産      |           |            | 20,848,619 | 12,610    | 115,804   | 1,485,115    | 1,234,129   | 108,353,068 | 11,938,635 |
|         | 繰延資産      |           |            |            |           |           |              |             |             |            |
| 資産合計    | 3,729,715 | 4,955,780 | 21,172,439 | 1,619,408  | 3,950,705 | 2,180,356 | 1,676,714    | 114,271,253 | 13,209,101  |            |
| 負債      | 流動負債      | 117,486   | 4,955,780  |            | 13,763    | 61,326    | 6,832        | 6,796       | 102,307,523 | 151        |
|         | 固定負債      | 1,786,730 |            | 21,172,439 | 257,915   | 39,132    |              |             | 74,778      | 10,503,286 |
|         | 負債合計      | 1,904,216 | 4,955,780  | 21,172,439 | 271,678   | 100,458   | 6,832        | 6,796       | 102,382,301 | 10,503,437 |
| 資本      | 資本剰余金     |           |            |            |           | 122,268   | 2,134,506    | 1,449,366   |             |            |
|         | 積立金       |           |            |            |           |           |              |             |             |            |
|         | 利益剰余金     | 1,825,499 |            |            | 1,347,730 | 3,727,979 | 39,018       | 220,552     | 11,888,952  | 2,705,664  |
|         | 資本合計      | 1,825,499 | 0          | 0          | 1,347,730 | 3,850,247 | 2,173,524    | 1,669,918   | 11,888,952  | 2,705,664  |
| 負債・資本合計 | 3,729,715 | 4,955,780 | 21,172,439 | 1,619,408  | 3,950,705 | 2,180,356 | 1,676,714    | 114,271,253 | 13,209,101  |            |